

## 広島県勤労者山岳連盟 教育遭難対策規程（\*1）

（目的）

第1条 この規程は、規約第4条第5号の目的を遂行するため、労山広島県連（以下、「県連」という。）内における教育及び遭難対策について必要な事項を定める。

（各会山行部長会議）

第2条 県連内の教育及び遭難対策を各加盟団体（以下、「各会」という。）の協力を得て遂行するため、各会山行部長会議（以下、「山行部長会議」という。）を年1回以上開催する。

2 山行部長会議は、県連及び各会の山行部長で構成され、県連の山行部長が招集する。

3 山行部長会議は、次の諸活動を行う。

(1) 県連及び各会の教育・遭難対策活動の交流・推進及び調整

(2) 県連主催行事における山行の安全管理

(3) 教育・遭難対策関係の情報収集・蓄積及び提供

(4) その他教育・遭難対策に関し必要な活動

（山行の安全管理）

第3条 会員の安全で充実した山行を実現するために、各会は山行規定を定め、それに基づいて山行の安全管理を行う。

2 各会において受理した山行計画書のうち県外泊山行、積雪期幕営山行、一般募集山行については、すみやかに県連の山行部に提出する。

（会員教育）

第4条 県連の山行部は、登山知識・技術の向上発展と万一の事故に備え、必要となる会員教育を各会との適切な役割分担のもとに実施する。

（遭難救助体制）

第5条 県連主催行事で山行中事故が発生した場合又は各会からの要請があった場合には、直ちに県連内に遭難対策本部を設置し、所要の措置をとる。遭難対策本部の体制・任務分担等は理事会が別に定める。**\*①**

第6条 遭難に際しての救助・搬出活動及び遭難防止の諸活動を行うため、県連内に遭難救助隊を設ける。遭難救助隊に関する規定は、理事会が別に定める。**\*②**

（新特別基金）

第7条 県連及び各会は万一の事故に備え、その費用に当てるため、会員の新特別基金・山岳保険等への加入促進とともに救助資金の確立を図る。

（雑則）

第8条 この規程の改廃は、総会の附議事項とする。

第9条 この規程に定めのない事例が生じた場合は、理事会でこの規程の趣旨に沿って処理をする。

附則 この規程は、1987年3月29日から実施する。

附則 この規程は、2015年3月29日から実施する。

**\*①** 広島県勤労者山岳連盟遭難対策本部設置規定

**\*②** 広島県勤労者山岳連盟遭難救助隊規定